



昭和 49 年
9 月 号
No. 9 9

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

府中 稲城支部

倫理綱領

- 会員は秩序を重んじ責任と奉仕を忘れてはならない。
- 会員は不当な利益を追求せず公正にして親切な取引に終始しなければならない。
- 会員は社会的重責を荷う栄誉を自覚し人格を磨き、良識を養い、研究をゆるがせにしてはならない。
- 会員は業法を遵守し、依頼者に対し、信義を旨とし、誠実公正に職務を行なわなければならない。

社団 東京都宅地建物取引業協会

業務上の遵守事項

- 会員は無免許営業者（モグリ）との取引を行ってはならない。
- 会員は無免許営業者（モグリ）を発見した場合は協会に通知しなければならない。
- 会員は取引主任者を常置せざる業者との取引を行ってはならない。
- 会員は必ず所定の会員章を店頭に掲示し、会章を着用しなければならない。
- 会員は従業者を業務に従事させるときは、宅地建物取引業法に規定された従業者証明書を携帯させなければならぬ。

社団 東京都宅地建物取引業協会
法人 東京都住宅局

詩

"たちあおひ"

"金魚"

"晚夏"

夜更かしの疲労した眼に

たちあおひ

来るか

朝の糠雨

味噌汁の風に揺れて

なりわいの語らいに

はし、けだるく

ニュース むなしく

たちあおひ

薄暗い空に

ゆれている ゆれている

ボリエチレンの小さな袋の中で

金魚は喘いでいた

降りそうで降らない
焦れつた

な・つ・の・あ・め

ええい ままよ……

ええい ままで……
扇風機など回転して

びーるなど飲もう

それが……

文明の中ではぐくまれた
きよぜつであると

それでも ほら ほちほちと

駆けて来る子

瞬きのように遠い雷

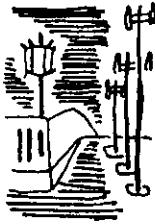
疲れた薔薇を打つ雨が

それでも ほら ほちほちと

暮れていく 暮れていく

葉月はつか

故郷の父と遠出の子供



じつじが濡れて去つて行く夏

八月定例理事会

出されたが尤もと/orえる。尙商工祭参加に對し、府中商工会議所より当支部あてに御礼状が届けていること。又担当

(一) 昭和五十年度に各支部対抗の野球大会を復活開催する方針。
—以上—

理事さんには三日間の出席御苦労様との

支部長発言あり。

(二) 病氣見舞の件・・・・野口厚生部長

栗山氏第二回手術終了尙しばらく入院

松原氏稻城病院入院せるも二十五日頃

退院の予定。

右の様に厚生部長より報告あり。

(四) 本部各部委員会報告・・・各部長

退院の予定。

(一) 「宅建」八月号の内容一部変更について。

(二) P・R方法と予算使途の内容決定。

(三) 相談部よりの街頭相談所開設費用援助

十月編集計画案決定。

(四) 東政連の記事を「宅建」に載せるとき

は慎重に協議することの確認。—以上—

(五) 自主規制委員会

本部よりの要請があつたので支部内にて若干名の自主規制委員を決めて欲しいと委員長の要望があり協議の結果左記の人々が支部長より任命された。

東部地区・染野 (エース観光開発)

中部地区・加藤 (紀乃国屋商事)

西部地区・佐藤 (佐藤不動産)

稻城地区・小沢 (丸定不動産)

副支部長・添木 (日広商事)

副支部長・栗原 (光不動産)

一以上六名一

部員選任の件につき左記の方々が支部長より任命されました。

(指導部)
①三多摩ブロック指導部主催の宅地建物取引主任者受験講習会は現在のところ申込者が三十七名とやや少ないが方針通り開始するとの事。

②取引主任者及従業者に対する研修会を六ブロック十二会場にて今秋開催する方針。昨年同様受講証書を発行。講師は住宅局指導部及主都圈整備局より派遣されるとの由。

③実体調査の件・昨年同様東京都の実体調査が九月下旬より十一月下旬にかけ実施される。此の調査には指導部と自主規制委員会合同にて協力する。

④事業所点検の件・右の件については本部より調査用紙が来ているので各地区担当理事に協力願いたし。 一以上一

(調停委員会) (法務部) 特に報告事項なし。

(相談部)

前回理事会にて持ち越された支部相談

上で入会を認める方針に決定した。尚

今の新入会希望は保証協会加入との兼ね合いもあるので早急に入会手続きの再検討、ルールの確立を次回理事会迄に考えた上、必要なならば支部内規に盛り込む事に決定した。

(d) 収支報告の件・・・・・ 出口財務部長 財務部長より別表の様な収支報告があり一同これを了承した。

一以上七名一

○ ○

右に列記した報告並審議事項につき、出席各理事熱心な討議をなし午後五時三十分理事会を終了した。 一以上一

(e) 新入会員申込の件・・・野口理事 西部地区分倍河原三丁目に所在する新東京建設株式会社の新入会申込みを審議して欲しいとの事。一同協議の上尚二・三の点を野口理事に再確認してもらつた

(窓口規制)

景気動向や金融市場の動向などからみて、市中銀行の貸し出しが適正な規模になるよう日銀が指導すること。具体的には日銀が金融機関の一般企業などにに対する貸出増加額を指示することをいう。

窓口規制は公定歩合政策、オペレーション操作、預金準備率操作などの政策手段を補完するものだが、実際にはわが国では強力な金融政策の手段となつてゐる。窓口規制は日銀の取引相手である金融機関の協力を前提にしたもので「道徳的説得」という性格が建前だが、これに従わないと日銀借り入れの削減などの制裁の可能性もあり、実際には強い拘束力がある。

過去の金融引き締め時には金融市場での比重が高い都市銀行が窓口規制の主な対象になつたが、昨年来の引き締めでは地方銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫の一部もその対象となり効果を挙げた

(景気の底入れ)

経済学上、げんみつな定義のあることではなく、使う人によつてマチマチだが、景気調整過程の最終段階の状況を示すことばとして使われてゐる。一般的には、景気がこれ以上悪くならない状態をさせてしまう場合が多い。

景気底入れ期にみられる経済現象の特徴は、減産体制の強化、輸出ドライブの盛り上がりなど在庫調整が、かなり進んでいることを裏付ける動きが表面化する一方で、機械受注など一部の景気先行指標が上昇傾向に転じるなど、景気の動きにバラツキが目立つてることである。

通常の景気底入れは金融引き締めが行われ、引き締め解除後に底入れ確認となるのだが、まれには金融引き締め継続中に景気の底入れが見られる例もあり、昨今の状勢はどうやら後者の様である。

(直接金融と間接金融)

個人投資家が新たに発行される株式や債券を買い、発行会社の資金調達に直接参加する方式を直接金融という。即ち流通市場で証券を買つてもその代金は買い手から売り手へ移るだけで発行会社に資

金が入るわけではなく、新たに発行される証券を買うときには会社へ資金が入るからである。これに対し個人投資家が金融機関へ預貯金をし、金融機関がこの資金を各企業に貸し付けたり、発行される証券を買つて企業に投資する場合を間接金融といふ。個人投資家が金融機関を通じて間接に企業に投資するためこう呼ばれる。わが国では欧米諸国に比べて間接金融の比重が著しく高いがこれは①資本市場の発達が遅れている。②大口の個人投資家が少なく零細な投資家が多いため資金が金融機関に集つた。③低金利政策を通じ金融機関の企業貸付の仕組みが定着したためである。

(言葉の知識)

支 部 運 営 / 感 想 !!

加藤友三郎（紀乃国屋商事）

暑さも辞を越し、会員皆様にはお変わり御健勝のことと思ひます。

我々業会としても二、三年前から比較すると、日本列島改造論の煽りをくつた地価の暴騰と金融引締の影響でかつて不動産取引業界にその例をみない不況に加え

業法の改正、税法等の改正で非常に多難な商売となつてしまひました。このような状勢を目の前に見てどのように乗り越えて行こうかと云うことは会員の皆さんが誰れしもお考のことと思ひます。

前期に引き続き皆様方ご存じのように私はたいな凡人が専務理事と云う大役を仰せつかり私なりに一生懸命努力を致しておりますが如何にせん会員の皆様にはご満足頂ける迄には至つておりません。

支部長を中心として各理事の方々が支部運営につき、各々仕事をさき、本部会、ブロック会、支部役員会に出席し、努力

今後は支部内のブロック単位で毎月一回でも、三ヶ月に一回でも、又六ヶ月に一回は全体会議の会合の場を設けて会員相互通の交流を計る必要があろうかと存じます。

◎お知らせ◎
新入会者紹介
稻城地区　吉野商事株式会社
代表取締役　吉野英雄

住 所　稻城市大丸五一七の二
TEL ○四二三一七七一五二八
代表者自宅　稻城市大丸九四二
TEL ○四二三一七七一六〇二二一

専任取引主任者　福島英夫
免許番号　都知事(一)二八〇六五号

紹介者　小沢理事　芦川商事

101010101010101010101

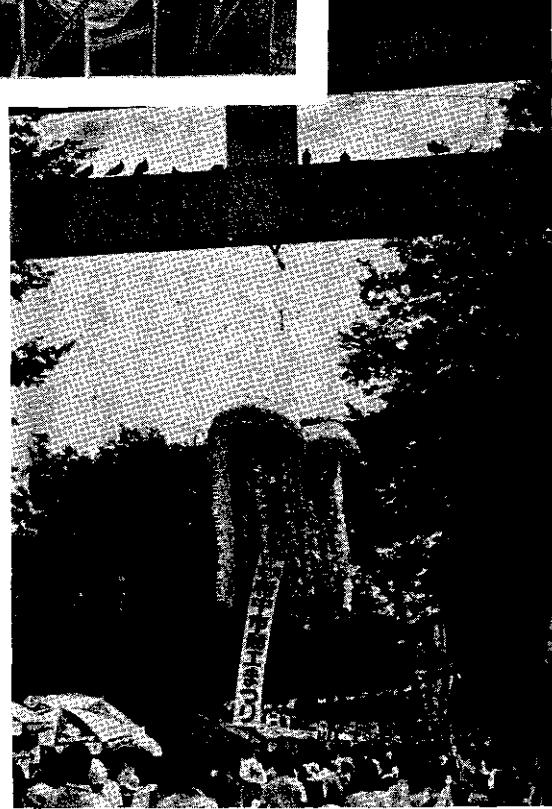
「十八万市民の繁栄と産業の発展」を祝す第十四回府中市商工まつりが去る八月

九日より三日間にわたり大国魂神社境内にて参加一〇八店舗という盛大な規模にて催された。当日は業協会支部も恒例の相談所を開設し、一般消費者の不動産無料相談に応じたが、今年は何時でもどこの店でも相談に応ずると詠つた当支部会員名一覧表を一般消費者にチラシとして大量配付、大好評を得た。

ブロック単位の会合と云つても仕事上の会話も結構ですが、仕事の話しばかりではなく、先月……旅行へ行つて温泉芸者はよかつたとか……旅館は安くて料理がうまかった……と云う気軽なる対話の出来る場を設け、会員相互の心のふれあいをして行こうではありませんか。

会員皆様が繁栄しかつ支部が発展していくことを努力しようではありませんか!!

府中市商工祭街頭相談所風景



見聞

最近住宅局に提出される免許更新の内建設大臣免許を都知事免許に切換える業者が多いといふ。げに昨

今の業界の状況を如実に示すものといふことが出来よう。

又提出される申請書類の中に次格事項が多々見られ思ふ様に免許の更新が出来ない業者がいるとの事である。

若し業者が更新許可がないままに営業を続けるといふことになれば、明らかに無免許（モクリ）のそりはまぬがれまい。しかしながら都の免許を交付されて後営業を行うといふことは、業法に定められてゐることもあるし、業者として最低限守らねばならないルールでもある。

もし仮に当支部でも免許の更新が出来ないという会員があるとすれば、許可にならない何等かのアクターがあるのやも知れず、ましてや更新の時期を忘れた等といふことのない様に常日頃より、その営業姿勢に留意し、もつて業協会会員の信用倍加に努力しようではないか!!

「府中足利陣屋」

歴史上、寺が城や陣屋の代わりに使われた例は多い。府中市片町二丁目の旧甲州街道沿いにある高安寺も、南北朝時代から戦国時代にかけて鎌倉公方の足利氏がたびたび本陣に使つた陣屋である。

かつては多摩川のがけに臨んだ要害で空堀や土塁をめぐらし、寺といふよりは城に近い備えがしてあつた。いまも寺の周りに一部空堀や土塁が残つてゐる。

建武の中興からしばらく後の文

和三年（一三五四）初代関東管領

古温新

だが寺の歴史はもつと古くともいわれ天慶三年（九四〇）に平将門を討伐した藤原秀郷がここに住んだと伝えられる。だから寺の中にある稻荷は秀郷を祭つたもので秀郷稻荷と呼ばれている。「英雄将門への崇拜が強い東京で秀郷を祭つたのはこごらいですよ。地元からすれば異端なんでしょうが」と住職の菊地昌雄さんはいう。

またその後、武藏坊弁慶がここに住みお経を書写するすゞりの水を得るために新しく井戸を掘つたとも伝えられている。

井戸はいまも境内にある。戦前まで井戸の最上部のわくは一枚石をくり抜いて作られていたが、近所の子どもたちが遊んでいてこわしてしまひばらばらになつたといふ。

数々の伝説や栄枯の歴史を伝える寺にいまは保育園が作られて子どもたちが遊び、境内のすぐ横には二階建てのアパート。陣屋跡は生活の場になつてゐた。

（あし）京王線分倍河原駅下車東に五分

「国土利用計画法の骨子」

(基本理念)

国土は現在および将来における国民のための限られた資源である。その利用は公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図ることなどを基本理念とする。

(国土利用計画)

長期的な視野に立つて国土の利用に関する全国計画・都道府県計画・市町村計画をつくる。都道府県計画・市町村計画は全国計画を基本とし、それぞれ議会の議決を経てつくる。さらには市町村計画については公聴会を開き、地域住民の意向を反映させる。

(土地利用基本計画)

都道府県知事がつくり全国を都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域に区分するとともに、土地利用の調整に関する事項を定める。

(土地取引の許可)

地価が急激に上昇し、または上昇する

(遊休地対策)

おそれのある地域を都道府県知事が、「規制区域」に指定し、同区域内での土地取引をすべて知事の許可制とする。知事は時価の七〇一八〇%の水準で基準価格を決め、これを上回る価格での取引は認めない。許可を受けずに取引したものは三年以下の懲役または百万円以下の罰金

規制区域の指定期間は五年。指定期間が満了した時点でなお地価が急上昇するおそれのあるときは指定を延長する。都道

府県知事が規制区域を指定しないときは総理大臣が知事に代わって指定する。

(大規模な取引の届け出)

全国一律に大規模な土地取引（市街化区域は二千平方米以上、それ以外の都市計画区域は五千平方米以上）に都道府県知事への届け出を義務づける。知事は届け出の内容を審査し、不適正な取引を行わないよう勧告し、勧告に従わないときは公表する。

(広報部)

三年以上放置されている一定規模以上の土地を都道府県知事が遊休地と認定し最終的には土地収用法を発動して強制的に買い上げる。この措置は四十四年一月一日にさかのぼって適用する。

(立ち入り検査)

ヤミ取引を防ぐために都道府県に立ち入り検査権を持つ土地調査員を置く。

一以上一

すでに御承知の様に国土利用計画法が本年末には政・省令が整い施行されることになり、我々業者にとっては死活問題

になり兼ねない法律だけに、会員諸氏もその内容研究はすでになされていると思うが、本部広報部にても解説小冊子の、編集発行を着々整えていく段階ですので今月号にその骨子を探り上げました。

会員の皆様も広報部まかせにしないで夫々御研究を為し、今后の営業に役立てて欲しいものです。

業界も最近はとかくしめり勝ち、支部旅行会を催しても参加人員が少なく最早旅行会そのものの在り方が検討されいる時期でもあるので、広報部で選ぶ近場の場所に家族連で楽しんではどうだろう。

「相模湖ピクニックランド」 古くから京洛の山水に似るといわれる相模風山のつづきで家族連れの散策にもつてこいの場所に三井物産がオープンした「相模湖ピクニックランド」がある。交通は中央線高尾駅で乗換え次の相模湖駅から三ヶ木行バスか、または横浜線橋本駅から三ヶ木行バスに乗り、相模湖行に乘継いで約五〇分、これまでねんざかといつていたピクニックランド前でおりる。ランドは標高差百六十米という起伏に富んだ百三十八ヘクタールの大斜面を利用したものだが、現在はその中心部の四十六ヘクタール。前の持主がゴルフ場建設で山はだをはぎとつてしまつたの

園とか、芝生、展望台など自然の中の遊び場に焦点をあてている。こどもの国よりはヤング、家族向きといったところである。

入園したらまず正面の、のろし山（三八〇㍍）へ登つて園の全景を掌握しよう

相模湖が眼下に、裏側は相模川の峡谷、その向うには高尾山から陣馬山につづく武相国境の尾根が手にとるようなすばらしひ眺めだ。それらに比べると園内に緑が少ないので目につくが、すでに緑化だけでも数億円も投じたとの説明だが、一度失われた自然是なかなか簡単に元に戻らない見本といえよう。

入園料 大人三五〇円。学生三〇〇円 小・中学生二〇〇円、幼児一五〇円、普通車駐車料三〇〇円。年中無休
(十二月十五日～三月十五日迄水曜日休園するとのこと) 一以上一

を緑化して都会人のレクリエーション公園にしようといふねらいから「こともの國」（横浜）を手本に施設をセントラルロッジ、牧場、サイクリングコース、じゅぶじゅぶ池など最小限度に抑え、樹木やぶじゅぶ池など最小限度に抑え、樹木園とか、芝生、展望台など自然の中の遊び場に焦点をあてている。こどもの国よりはヤング、家族向きといつたところである。

入園したらまず正面の、のろし山（三八〇㍍）へ登つて園の全景を掌握しよう

相模湖が眼下に、裏側は相模川の峡谷、その向うには高尾山から陣馬山につづく武相国境の尾根が手にとるようなすばらしひ眺めだ。それらに比べると園内に緑が少ないので目につくが、すでに緑化だけでも数億円も投じたとの説明だが、一度失われた自然是なかなか簡単に元に戻らない見本といえよう。

入園料 大人三五〇円。学生三〇〇円 小・中学生二〇〇円、幼児一五〇円、普通車駐車料三〇〇円。年中無休
(十二月十五日～三月十五日迄水曜日休園するとのこと) 一以上一

が一周四時間はかかるから足弱には一寸無理。だが山腹の顕鏡寺までなら往復一時間半もあればいい。園入口から東へバス道路を約十分、石老山入口のバス停から右へ折れ、南画風な山を目にいれながらまつすぐ進むと二十分程で右手の病院ロッジ、牧場、サイクリングコース、じゅぶじゅぶ池など最小限度に抑え、樹木園とか、芝生、展望台など自然の中の遊び場に焦点をあてている。こどもの国よりはヤング、家族向きといつたところである。

入園したらまず正面の、のろし山（三八〇㍍）へ登つて園の全景を掌握しよう

相模湖が眼下に、裏側は相模川の峡谷、その向うには高尾山から陣馬山につづく武相国境の尾根が手にとるようなすばらしひ眺めだ。それらに比べると園内に緑が少ないので目につくが、すでに緑化だけでも数億円も投じたとの説明だが、一度失われた自然是なかなか簡単に元に戻らない見本といえよう。

入園料 大人三五〇円。学生三〇〇円 小・中学生二〇〇円、幼児一五〇円、普通車駐車料三〇〇円。年中無休
(十二月十五日～三月十五日迄水曜日休園するとのこと) 一以上一

業界も最近はとかくしめり勝ち、支部旅行会を催しても参加人員が少なく最早旅行会そのもの在り方が検討されている時期でもあるので、広報部で選ぶ近場の場所に家族連で楽しんではどうだろう。

「相模湖ピクニックランド」 古くから京洛の山水に似るといわれる相模嵐山のつづきで家族づれの散策にもつてこいの場所に三井物産がオープンした「相模湖ピクニックランド」がある。交通は中央線高尾駅で乗換え次の相模湖駅から三ヶ木行バスか、または横浜線橋本駅から三ヶ木行バスに乗り、相模湖行に乘継いで約五〇分、これまでねんざかといつていたピクニックランド前でおりる。ランドは標高差百六十米という起伏に富んだ百三十八ヘクタールの大斜面を利用したものだが、現在はその中心部の四十六ヘクタール。前の持主がゴルフ場建設で山はだをはぎとつてしまつたの

園にしようといふねらいから「こともの国」（横浜）を手本に施設をセントラルロッジ、牧場、サイクリングコース、じやぶじやぶ池など最小限度に抑え、樹木園とか、芝生、展望台など自然の中の遊び場に焦点をあてている。こどもの国よりはヤング、家族向きといつたところである。

入園したらまず正面の、のろし山（三八〇m）へ登つて園の全景を掌握しよう相模湖が眼下に、裏側は相模川の峡谷、その向うには高尾山から陣馬山につづく武相国境の尾根が手にとるようなすばらしい眺めだ。それらに比べると園内に緑が少ないので目につくが、すでに緑化だけでも数億円も投じたとの説明だが、一度失われた自然はなかなか簡単に元に戻らない見本といえよう。

自然をたんのうするには目の前に石老山がある。ねんざから大明神一石老山にかけては東京自然歩道の予定コースだ

を緑化して都会人のレクリエーション公園にしようといふねらいから「こともの国」（横浜）を手本に施設をセントラルロッジ、牧場、サイクリングコース、じやぶじやぶ池など最小限度に抑え、樹木園とか、芝生、展望台など自然の中の遊び場に焦点をあてている。こどもの国よりはヤング、家族向きといつたところである。

入園したらまず正面の、のろし山（三八〇m）へ登つて園の全景を掌握しよう相模湖が眼下に、裏側は相模川の峡谷、その向うには高尾山から陣馬山につづく武相国境の尾根が手にとるようなすばらしい眺めだ。それらに比べると園内に緑が少ないので目につくが、すでに緑化だけでも数億円も投じたとの説明だが、一度失われた自然はなかなか簡単に元に戻らない見本といえよう。

入園料 大人三五〇円。学生三〇〇円 小・中学生二〇〇円、幼児一五〇円、普通車駐車料三〇〇円。年中無休

（十二月十五日～三月十五日迄水曜日休

カ・レジヤータイム・レジヤータ
が一周四時間はかかるから足弱には一寸無理。だが山腹の顕鏡寺までなら往復一時間半もあればいい。園入口から東へバス道路を約十分、石老山入口のバス停から右へ折れ、南画風な山を目に入れながらまつすぐ進むと二十分程で右手の病院の碑が残つてゐる。これが顕鏡寺の旧参道でいまは草に埋もれているが登るほどわきに石段があり、土手の上に「石老山」に杉の茂りを増し、次々に奇岩を送迎する。寺の門前までさつと十五分。

その昔、京の貴公子が恋愛のはて逃避して草庵を営んだのが始りといふ縁起がしつくり、そんな静かな山寺である。

ここから石老山へ向けて三十分ほど登ると「融合見晴台」があり、紅葉にはまた早いが色づく秋の山あいをこんどは新道を通つてバス停へ向う。

入園料 大人三五〇円。学生三〇〇円
小・中学生二〇〇円、幼児一五〇円、
普通車駐車料三〇〇円。年中無休
(十二月十五日～三月十五日迄水曜日休
園するとのことです) 一以上一

収支報告書

(出口財務部長)

自 49年7月25日～至 49年8月22日

繰越金	622,548円	現金	38,020円
收支合計	275,636円		320,870円
支出合計	264,304円		258,890円
次回繰越金	633,880円	当座預金(富士)	16,100円

収入の部		支出の部	
科 目	金額	科 目	金額
入会金 50,000円×1名	50,000	入会金納付金 30,000×1名	30,000
支部会費 1,000円×95名	95,000	会費納付金 500円	0
" 運営費 1,000円×95名	95,000	事務局人件費 7月分	54,000
未収金 前期分	0	事務所費	11,000
" 4～7月分	4,000	事務局費(電話等の経費)	9,027
諸交付金	20,000	交通費	25,690
配布品売上	5,120	会議費	0
仮受金	0	理事会費	0
前受金	4,000	事業費	49,000
雑収入	2,516	諸経費	0
		立替金	0
		仮払金	23,585
		雜 費	0
		三多摩ブロック会費 4・5・6月分	6,000
		未収金 4月～7月分	32,000
		8月分	24,000
収入合計	275,636	支出合計	264,304
繰越金	622,548	次回繰越金	633,880
合 計	898,184	合 計	898,184

編集後記

◎九月とはいえ残暑きびしき折、同舟九月号をお届けいたします。

◎先ずおことわりですが、本部関係、及
支部の理事会が毎月下旬に集中してお
りますので同舟の発行日を従来の月末で
は何かと不便なので今回より中旬に変更致
します。毎月発行の方針は変りませんが
八月号のみ欠けることになり九月から当
月発行になりますので御了解の程を。

◎先月号より表紙を変えましたが、図柄
は逆境に最も強いといわれる若竹を選ら
びました。色は表紙の紙質、紙色のブル
ーに合わせ赤になつたものです。

◎「温古知新」「レジャータイム」「言
葉の知識」等を広報部の手で連載します
◎幸い街の詩人といわれる長谷美秋氏の
協力により毎月二・三編の投稿を預ける
ことになりました。乞御期待!!
◎実態調査、街頭相談所、宅建主任者試
験等々、秋はいろいろな行事でいそがし
くありますね。では!!

(広報部)

★支部会員の皆様に★

お願い 会員つまり免許業者の正しい業務の基本とは業法に基づく業務を行なうことです。

- 一、必ず免許標識（当協会制定のもの）を掲示（公衆の見やすい場所）して下さい。
- 一、取引に際し必ず宅地建物取引主任者が物件説明書により重要事項を説明・交付（売買・貸借等とも契約締結前・手付授受前）すると共に契約書にも記名捺印して下さい。
- 一、必ず建設大臣の定めた報酬の額を揭示（公衆の見やすい場所）すると共に間違つて規定額以上の請求をしないで下さい。
- 一、取引主任者並びに従業者には必ず証明書を携帯させ業務に従事させると共にその証明書の交付台帳を備えて下さい。
- 一、必ず法定の物件取引台帳（売買・貸借等）を事務所ごとに完備して下さい。
- ◎ 当協会制定の倫理規定・宅地建物斡旋取引規定にも違背・違反なきよう注意して下さい。

支部報は支部と支部会員との間をつなぐ唯一のパイプです

ぜひ活用してください

求ム原稿!!

支部に対するご意見・趣味記事・隨筆文など歓迎します
ご希望 娯楽記事・紀行文など歓迎します

(毎月10日締切)

広 報 部

(支部事務局迄)

発行所 (社) 東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部

発行者 府中稲城支部長 朝倉 静男

編集者 広報部長 染野 忠行

印刷所 富士印刷(電話 64-1376)